

健 生 発 0311 第 5 号
令 和 6 年 3 月 11 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び
「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」
の廃止について

錠剤、カプセル剤等の形状の食品の安全性確保については、その実効性を図るため、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について（平成17年2月1日付け食安発第0201003号。以下「平成17年通知」という。）を示し、これらの食品の製造者等において、安全性確保に関する自主的な取組みを進めることを推奨してきたところである。

今般、平成17年通知のこれまでの運用実績及び指定成分等含有食品に関する適正製造規範（GMP）を踏まえ、「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について（令和6年3月11日付け健生食基発0311第2号）をとりまとめ、通知することとしたので、今後は当該通知に基づく対応をお願いします。

なお、これに伴い、平成17年通知は廃止する。